

1-6. 環境配慮計画

(1) 長寿命化

- 本事業においては、竣工後 40 年以上を経過した既存建築ストックに手を入れながら将来とも大切に使い続けることを目標とする。この事業そのものが、持続可能な社会の実現、地球環境への配慮につながると考える。
- 本基本設計の「長寿命化」は「耐震補強」と「老朽化に伴う建築・設備更新」のみを対象とする。更新については「耐用年数を過ぎ、かつ老朽化が著しいもの」のみを対象とする。耐用年数が過ぎていても発注者から存置する指示があったものは更新しない。
- 本基本設計の「長寿命化」には、耐力度調査や健全性の総合評価、長寿命化設計、保全計画立案、等は含まれていない。但し、今回の耐震補強設計範囲内のコンクリート調査結果を見ると、将来とも適切なメンテナンスを継続していくならば今後 15 年間は（建物使用目標年数 65 年と想定）躯体コンクリートの健全性を保つことは可能であろうと推測できる。

(2) 外皮の高断熱化

- 尼崎市の長寿命化計画の基本方針では、外壁やサッシ等の外皮の高断熱化は求めている。よって、外壁に面する内壁下地は可能な限り再利用し、その場合、断熱は無しのままとする。
- 止むを得ず外壁に面する内壁下地を改修・新設する場合は、省エネルギー対策の観点から断熱材（PU t 25）を施工する。
- 屋上の断熱性能は従前の性能を最低限維持する。
- 既存サッシは可能な限り再利用することとし、存置する場合も、単板ガラスから複層ガラスへの交換といった断熱強化は行わない。
- 止むを得ず改修・新設するサッシは、省エネルギー対策の観点から断熱複層ガラスサッシとする。

(3) 機器の高効率化

- 照明機器は全てが耐用年数を過ぎた在来照明のため、原則として LED 照明に交換する。
- 空調機器は全てが耐用年数を過ぎた旧式タイプのため、原則として高効率タイプに交換する。
- 受変電設備は全てが耐用年数を過ぎた旧式タイプのため、原則として高効率タイプに交換する。

(4) 再生可能エネルギーの創出

- 既存の大ホール屋根には太陽光発電シートが 2000 年に施工されている。今回工事では防水改修は実施しないので、これも存置する。
- 今回の基本設計において検証したところ、構造的には大ホール 5 階屋根全面に 160KW 相当の太陽光発電パネルを設置可能である。

(5) 騒音防止

- 本敷地は騒音規制が「第 3 種区域(昼間 65db・朝夕 60db・夜間 50db)」振動規制が「第 2 種区域(昼間 65db・夜間 60db)」である。本計画ではコンクリート防音壁や設備機器架台の防振ゴム等によって、この規制値以下とする。

(6) 緑化計画

- 「兵庫県環境の保全と創造に関する条例」に基づく緑化計画届については以下のように整理する。
 - 1) 建築物の緑化基準について
今回工事は改築・増築にあたらない。よって、屋上面積の 20%以上となるよう努める必要はあるが届出は必要ない。本施設は庄下川公園に隣接していることもあり、屋上緑化は行わない。
 - 2) 建築物（住宅及び特定工場等を除く。）の敷地の緑化基準について
建築面積に関わらず空地面積の 20%以上の緑化義務がある。現状にて約 22%の緑化がなされているため、これを維持する計画とする。

(7) 自然通風促進

- 中間期に自然通風を促進し機械空調に頼る期間を短くすることは環境配慮という観点だけでなく、ランニングコスト抑制という点からも重要である。本計画では既存階段室を利用した重力換気による自然通風促進を行う。具体的には、B 階段最上階のドア欄間から、「建物内の熱気が自然に上昇し排気される」ルートを作り出し、2 階~4 階の室の窓を開放すれば「気圧差により外気が自然に流れ込むよう」計画する。B 階段の欄間パネルは 2 階事務室からの操作で開閉できるようにして管理者の負担を最小限とする。
- 展示室 1 は安定した温湿度環境維持を優先し第一種機械換気とする。中間期においても自然換気は行わない。

1-7. バリアフリー計画

(1) 計画の基本方針

- 本基本設計では「兵庫県福祉のまちづくり条例」の届出までは行わないが、これに準拠して整備する。
- ホール棟、文化棟、接続ブリッジ、庄下川公園は特定施設（※）に該当する。原則として「整備基準」を満足するように整備することとし、推奨レベルまでは対応しない。

(1) BCP（事業継続計画）

- 「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」では、入居する官署の特性に応じて、施設の構造体、建築非構造部材、建築設備それぞれについて保有すべき耐震安全性の目標を規定している。
- 官庁施設の多くは、地震災害時において、災害対策の指揮、情報伝達や応急復旧活動などに従事するなど、災害対策拠点施設として機能することが求められるが、本施設は耐震安全性の分類上「その他」の施設であることに留意しつつ基本設計を行う。

国土交通省館長営繕部「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」における「耐震安全上の分類」

耐震安全性の分類				
施設の用途	対象施設	耐震安全性の分類		
		構造体	建築非構造部材	建築設備
災害対策の指揮、情報伝達等のための施設	指定行政機関が入居する施設	Ⅰ類	A類	甲類
	指定地方行政ブロック機関が入居する施設			
	東京圏、名古屋圏、大阪圏及び地震防災対策強化地域にある指定行政機関が入居する施設			
	指定地方行政機関のうち、上記以外のもの及びこれに準ずる機能を有する機関が入居する施設	Ⅱ類		
被災者の救助、緊急医療活動等のための施設	病院関係機関のうち、災害時に拠点として機能すべき施設	Ⅰ類	A類	甲類
	上記以外の病院関係施設	Ⅱ類		
避難所として位置付けられた施設	学校、研修施設等のうち、地域防災計画で、避難所として指定された施設	Ⅱ類	A類	乙類
危険物を貯蔵又は使用する施設	放射性物質又は病原菌類を取り扱う施設、これらに関する試験研究施設	Ⅰ類	A類	甲類
	石油類、高圧ガス、毒物等を取り扱う施設、これらに関する試験研究施設	Ⅱ類	A類	
多数の者が利用する施設	学校施設、社会教育施設、社会福祉施設等	Ⅱ類	B類	乙類
その他	一般官公庁施設（上記以外のすべての官庁施設）	Ⅲ類	B類	乙類

- 本施設は耐震安全性の分類 構造体：Ⅲ類 非構造部材：B類 建築設備：乙類 である。
- 今回の耐震補強設計上の基準もこれに拠る。

国土交通省館長営繕部「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」における「耐震安全性の目標」

部 位	分 類	耐 震 安 全 性 の 目 標
構造体	Ⅰ類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。（建築基準法で定める耐震性能の 1.5 倍）
	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。（建築基準法で定める耐震性能の 1.25 倍）
	Ⅲ類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。（建築基準法で定める耐震性能の 1.0 倍）
建 築 非 構 造 部 材	A類	大地震後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、または危険物の管理の上で、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	B類	大地震により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保および二次災害の防止が図られていると共に、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。

(2) セキュリティ計画

1) 基本的な考え方

- 現在のホール棟および文化棟は基本的には人的施錠管理であり、一部にのみ電気錠が使用されている。また、夜間は機械警備システムが導入されている。
- ホール棟正面エントランスのホワイエ入場ドアの施開錠は防災センターから遠隔制御で行っている。
- ホール棟の最終退出口は1階指定管理者事務室脇ドアでありカードリーダーによる施開錠である。
- 文化棟の最終退出口は南側コア1階のA階段脇ドアでありカードリーダーによる施開錠である。
- ホール棟は、基本的な防犯区画や最終退出動線、電気錠建具位置などは変更せず従前のシステムを継続使用する。
- 文化棟については、平面プランが大きく変わるため、人的施錠管理が基本であることは変わらないが、必要に応じて機械警備用空配管を本工事（電気工事）で対応する。
- ホール棟、文化棟共に機械警備システム、カードキー管理システム本体は別途とする。

2) その他の留意事項

- 文化棟2階事務室は1室で防犯区画を設け、主出入口扉はカードキーとして入退室管理する。受付カウンターには文化棟が閉館するまで職員が常駐している前提なので防犯区画は設けない。
- 文化棟4階収蔵庫には文化的な価値の高い白髪一雄画伯の作品を多数保管するため、入室経路は1ルートとする。そのうえで収蔵庫荷捌室への扉をカードキーにて入退室管理する。
- 収蔵庫荷捌室に直接アプローチできる人荷用E Vはカードキーによる運転制御を行う。（回路のみ本工事対応。カードリーダー及びカードは別途工事として警備システムに組み込む。）



□現況写真 ホール棟最終退出口



□現況写真 文化棟最終退出口

1-9. サイン計画

(1) 基本方針

○本施設は、公共性の高い目的を持ち不特定多数の利用者を対象とすることから、ユニバーサルデザインの視点を取り入れて以下の3点を基本方針とする。

・基本方針1：認識性

高齢の方、障害のある方、子ども、外国人など、誰でも容易に認識、理解できるデザイン・構造・設置方法・内容とする。

・基本方針2：統一性

関係主体の連携により情報の乱立を防ぎ、同じルール・様式によるサインの設置を推進する。

・基本方針3：連続性

サイン相互の関連性を調整し、人の動きに応じた目的地までの連続的な誘導や全体との位置関係がわかる案内を確保する。

(2) その他の留意事項

○ピクトグラム

(※多くの人が直感的に理解できるシンプルな絵やマーク。言葉に代わるコミュニケーションツール。)

- ・上記の基本方針を踏まえ、サインにはピクトグラムを積極的に使用する。ピクトグラムについては、各施設で使われているグラフィックデザインが異なると、利用者による混乱が生じる可能性があるため、JIS規格（日本工業規格）で標準化されたものを採用する。

○外国語表記

- ・近年サインへの外国語併記が一般的になってきたが、サイン表示面内で外国語を複数併記すると煩雑でわかりにくいサインになるおそれがあるため、本計画では国際語としても最も一般化している英語表記との2か国語とする。

○色彩計画

- ・昨今は世界的に見ても多様性を理解し、男性は寒色系、女性は暖色系、といったジェンダーカラーで区別しないような流れになってきている。よって、本計画ではピクトグラムは単色とする。
- ・選定する色については実施設計段階での決定とするが、色覚の多様性に配慮し、すべての人に正しく情報が伝わるよう、たとえば、色弱者の方が見分けづらい配色にしない等の配慮を行う。

○点字表記

- ・視覚障害者の方への対応として総合案内版、フロア案内板、階段手摺等にはUV点字加工を施す。

○エントランススロープの整備と既存大型館銘板の移設について

- ・敷地南西の庄下川公園沿い下りスロープを歩行者、自転車利用者用アプローチとすることに伴い、「正面エントランスらしさ」を演出するために、下りスロープと正面大階段の間の緑地帯（現在の大型催事ポスターケース位置）に中2階レベルに設置されている花崗岩館銘板を移設する。
- ・花崗岩館名板の移設先に設置されている既存大型催事ポスターケースはスロープ左手に移設する。



□写真 中2階レベルに設置されている既存花崗岩館名板。立派なものだが現状は視認性が悪い。

1-10. 接続ブリッジ新築計画

(1) 基本的な考え方

- 本基本設計においては、「総合文化センター耐震化等整備プラン検討業務（2023 年 6 月）」における「ペDESTリアンデッキ延伸整備の方向性」の結果を踏まえ、「既存ペDESTリアンデッキ幅員（約 10m）のまま延伸する案」を採用する。
- 接続ブリッジ用の敷地として、現在の総合文化センター、アルカイク広場、階段施設、の3敷地から借地して整備する。そのうえで、1敷地に1建物として新築する。
- 建築物の用途としては1階に倉庫1と倉庫2とする。建物屋上が歩行可能のように計画する。接続ブリッジ単体で自立する構造設計とし、既存の「総合文化センター」と「ペDESTリアンデッキ」とはエキスパンション-ジョイントで接続する。
- 準耐火建築物として計画する。鉄骨造とし耐火被覆は行わない。
- 周辺街区のにぎわい創出に寄与できるよう「ブリッジ」から直接、アルカイク広場にアプローチできる階段を設ける。

(2) 建物概要

- P 0003 (0.プロジェクト概要 0-7.接続ブリッジ工事概要) 参照

(3) その他の留意事項

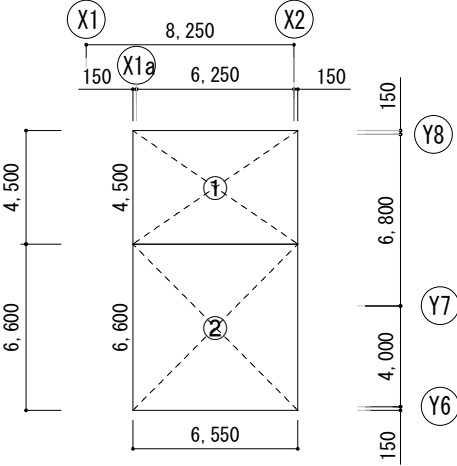
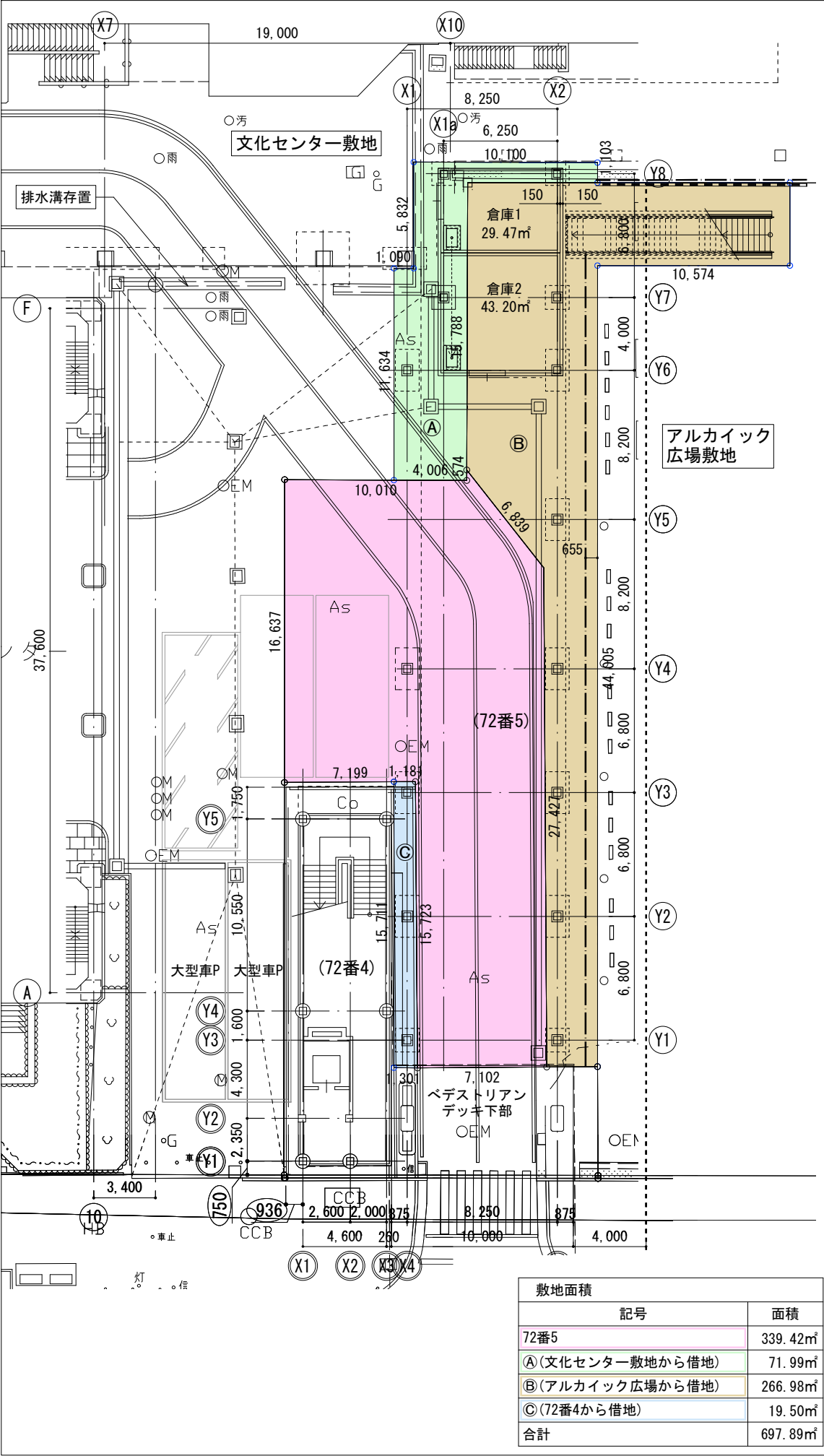
- 接続ブリッジ下を大型車両が通行する可能性があるので、1階天井高さは4.2m以上（道路交通法の車両制限高さ3.8m+0.4m（余裕高））を確保する。
- 外部仕上げ（外装パネル、手摺、床舗装材、等）は、既存ペDESTリアンデッキとのデザイン的な連続性を重視し、原則として同等の建材を使用する。
- 夜間照明は、既存ペDESTリアンデッキとの連続性を重視し同じ手摺レール内臓照明とする。
- 外構は、若干の表層レベルの調整はあるが既存と大きくは変更しない。路盤は既存を存置することとし外構排水は既存のルートをそのまま使用する。
- 接続ブリッジは単体の建物なので延焼ライン（1階：3m、2階：5m）が発生する。その対応工事は本工事にて行う。
- 既存のペDESTリアンデッキと総合文化センターのコンコースとのレベル差は約3mである。このレベル差は全面スロープで解消する。
- 兵庫県福祉のまちづくり条例の基準を満たしているとはいえ全長40m超の長大なスロープとなるため、レベル差は階段で処理した方が安全ではないか（車椅子・高齢者対応はEVで対策済）という議論もあったが「一般道の坂道ではよく見られる形状なので問題なし」という判断がなされた。



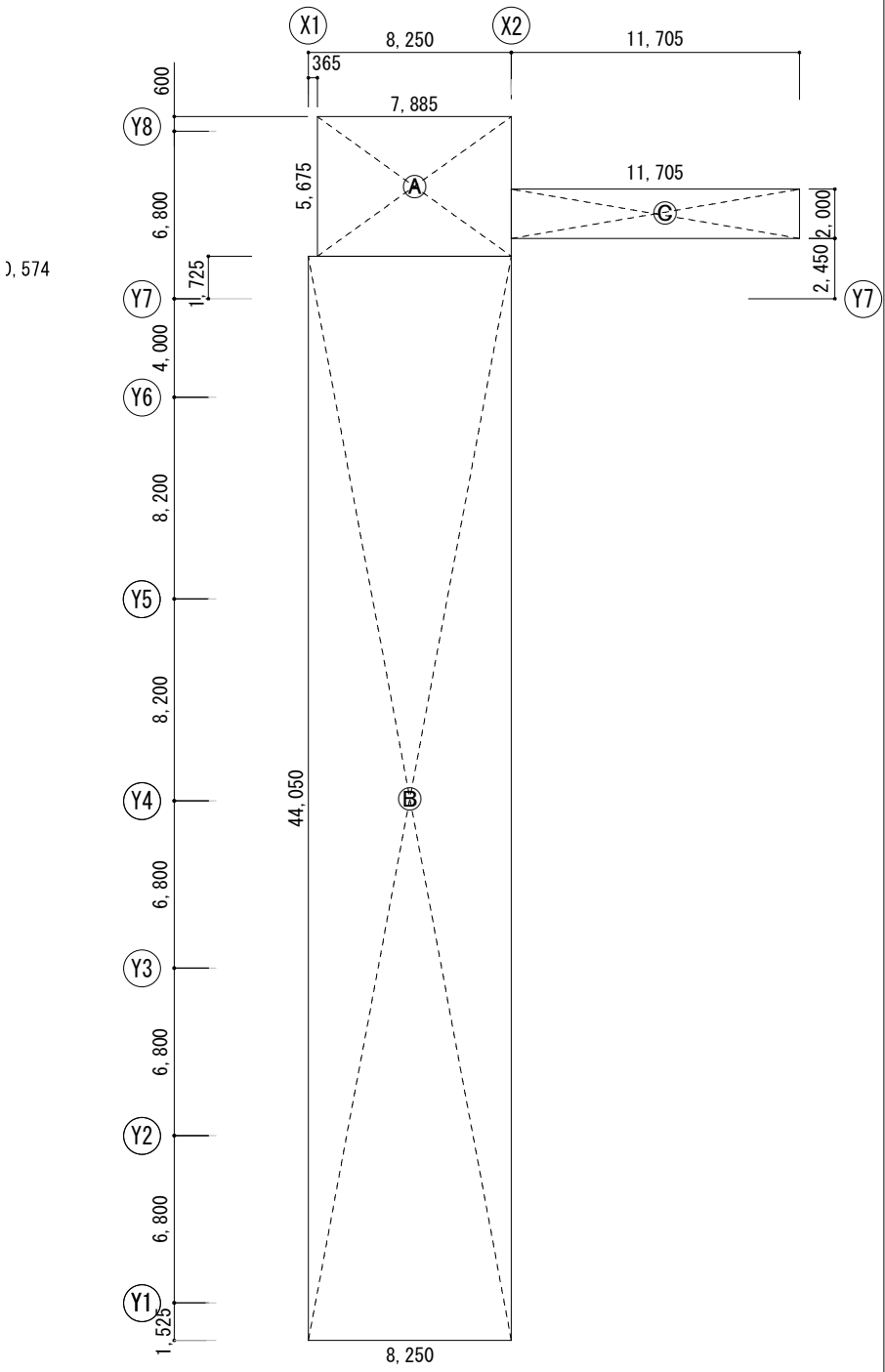
□写真 現状のペDESTリアンデッキ終点部分。本建物に到達する直前で国道2号線に降りるしかない。



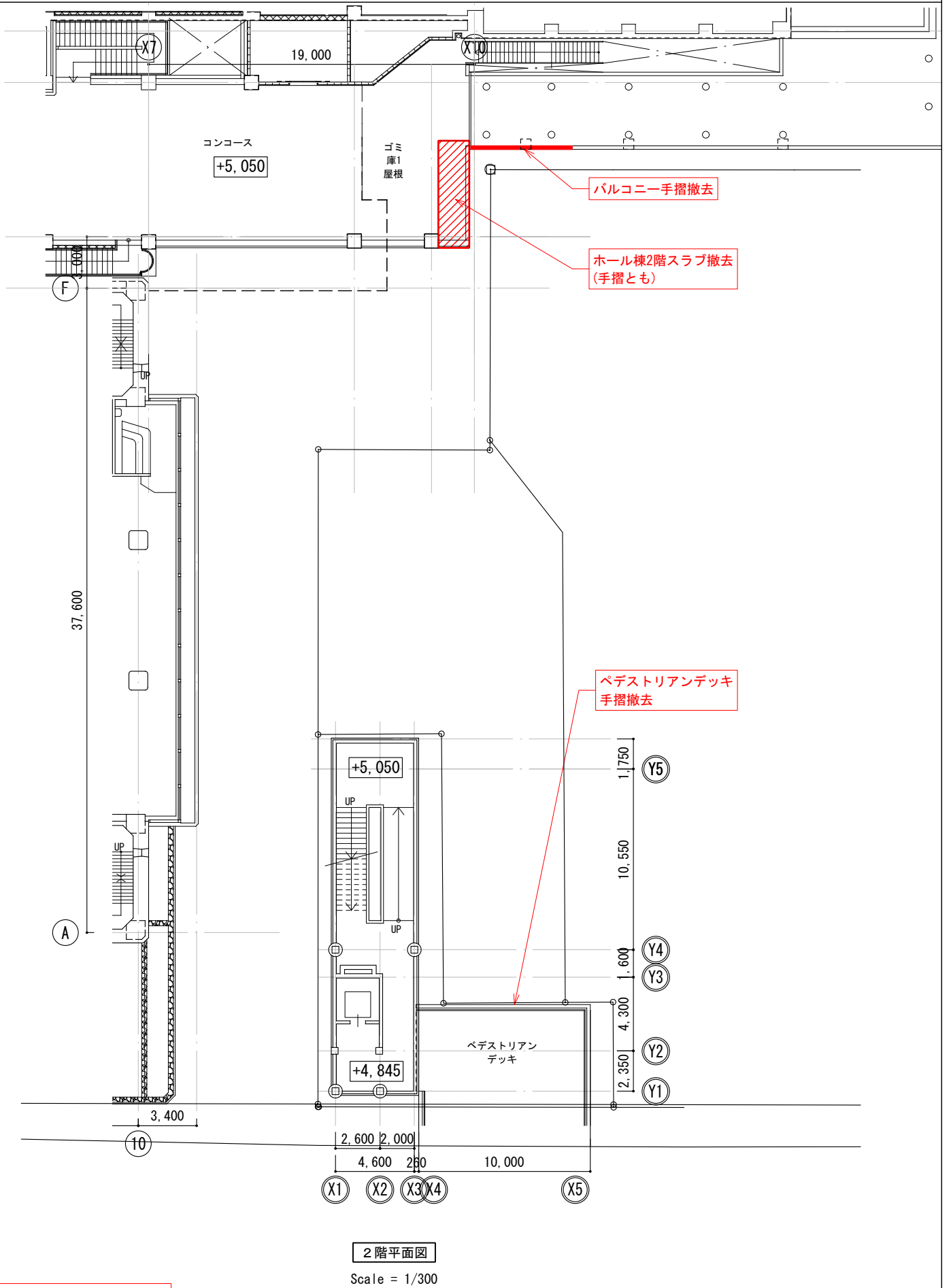
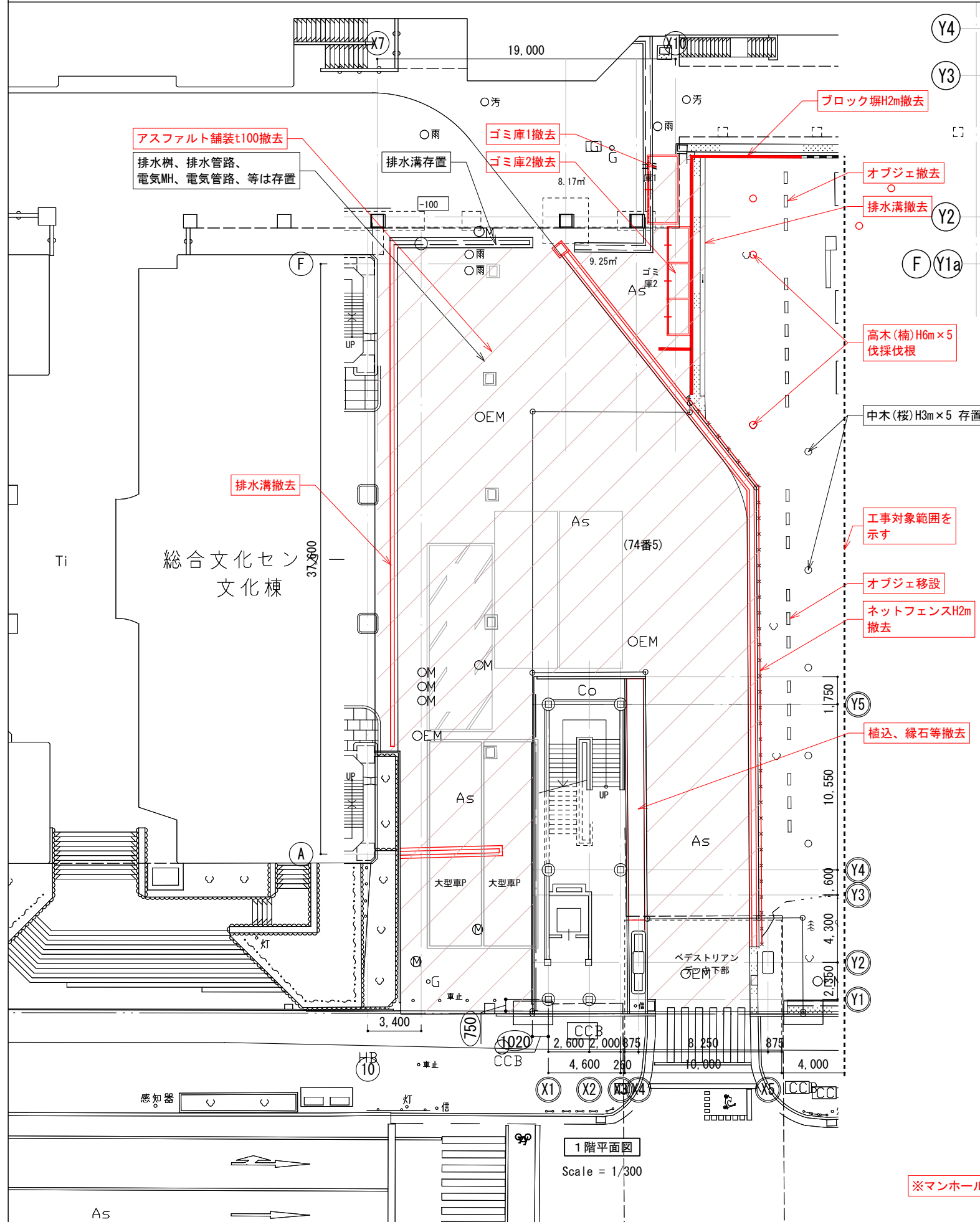
□図 接続ブリッジ側鳥瞰パース。ペDESTリアンデッキを延伸し本建物コンコースに接続させる。



延床面積		
記号	計算式	面積
倉庫①	6,550 × 4,500	29.47㎡
倉庫②	6,550 × 6,600	43.23㎡
合計		72.70㎡

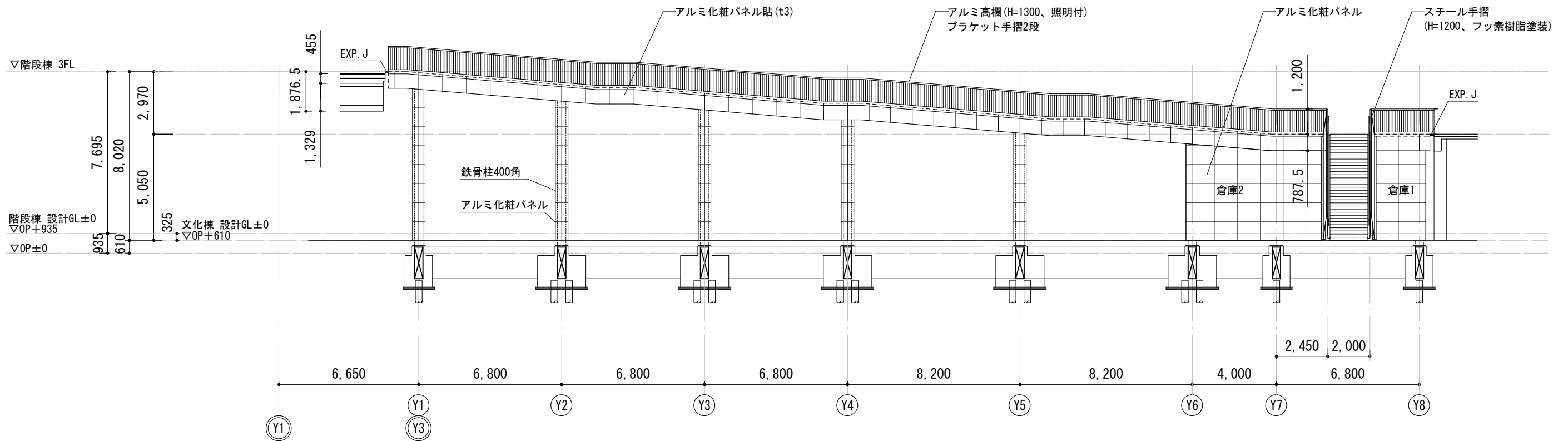


建築面積		
記号	計算式	面積
ブリッジ ①	7,885 × 5,675	44.75㎡
ブリッジ ②	8,250 × 44,050	363.41㎡
ブリッジ ③ 階段	11,705 × 2,000	23.41㎡
合計		431.57㎡

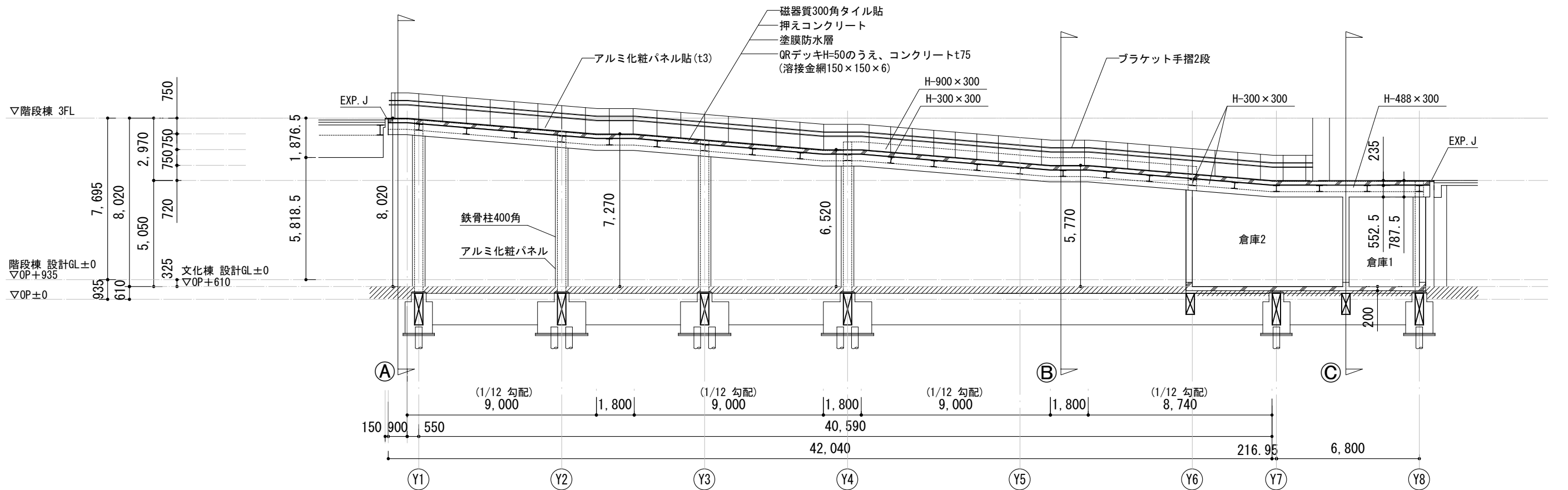


※マンホール蓋等は舗装レベルに合わせて全交換

東立面図



断面図



1-11. 庄下川公園改修計画

(1) これまでの経緯と改修計画の基本的な考え方

- ホール棟設計当時（1979 年以前）においては、庄下川公園は現在のような形態ではなかったため、公園の地盤レベルと著しく異なる部分は手摺壁を設け区画する設計になったと思われる。その後、ホール棟の建設期間と並行して庄下川公園整備工事が別途、発注・建設され現在に至っている。以上のような経緯もあってか、残念ながら本施設と庄下川公園の相互の関係性はさほど強くはない。特に公園の南側半分はお互いに背を向けた印象すら受ける。そこで、今回の計画において本施設と庄下川公園との関係を強める工夫を行う。
- 本施設と庄下川公園を遮断している手摺壁を撤去すると同時に、公園の一部を改修しレベル差を解消することによってシームレスに連続する一体的な空間を作り出す。但し、今回の公園内整備については、国道 2 号線からの景観等に配慮した上で必要最小限とする。本施設と庄下川公園をデザイン面、運用面などあらゆる点において一体感ある姿とするには、庄下川公園のコンセプトまで立ち戻るべきであり、これは将来の検討課題とする。
- 改修のポイントは大きく 3 点とする。
 - ①本施設と公園を区画しているコンクリート手摺は全て撤去し、公園側の地盤レベル調整を行うことによって全面的にすり合わせ、自由に行き来ができるようにする。
 - ②公園中央の円形広場を改修し、屋外イベントの舞台として使えるよう計画する。この円形広場を取り囲むように階段状客席を設け本施設のコンコースとつなげる。公園と本施設において「見る、見られる」という関係を創り出すことによって一体感が生まれるように計画する。
 - ③公園南側正面の噴水の周囲を回る園路を一部改修し、2 階コンコースに直接昇れるようにする。この園路のスロープ勾配等は「兵庫県福祉のまちづくり条例」の整備基準に適合した仕様とし、高齢者や車椅子の方々が安心して使えるようにする。

(2) その他の留意事項

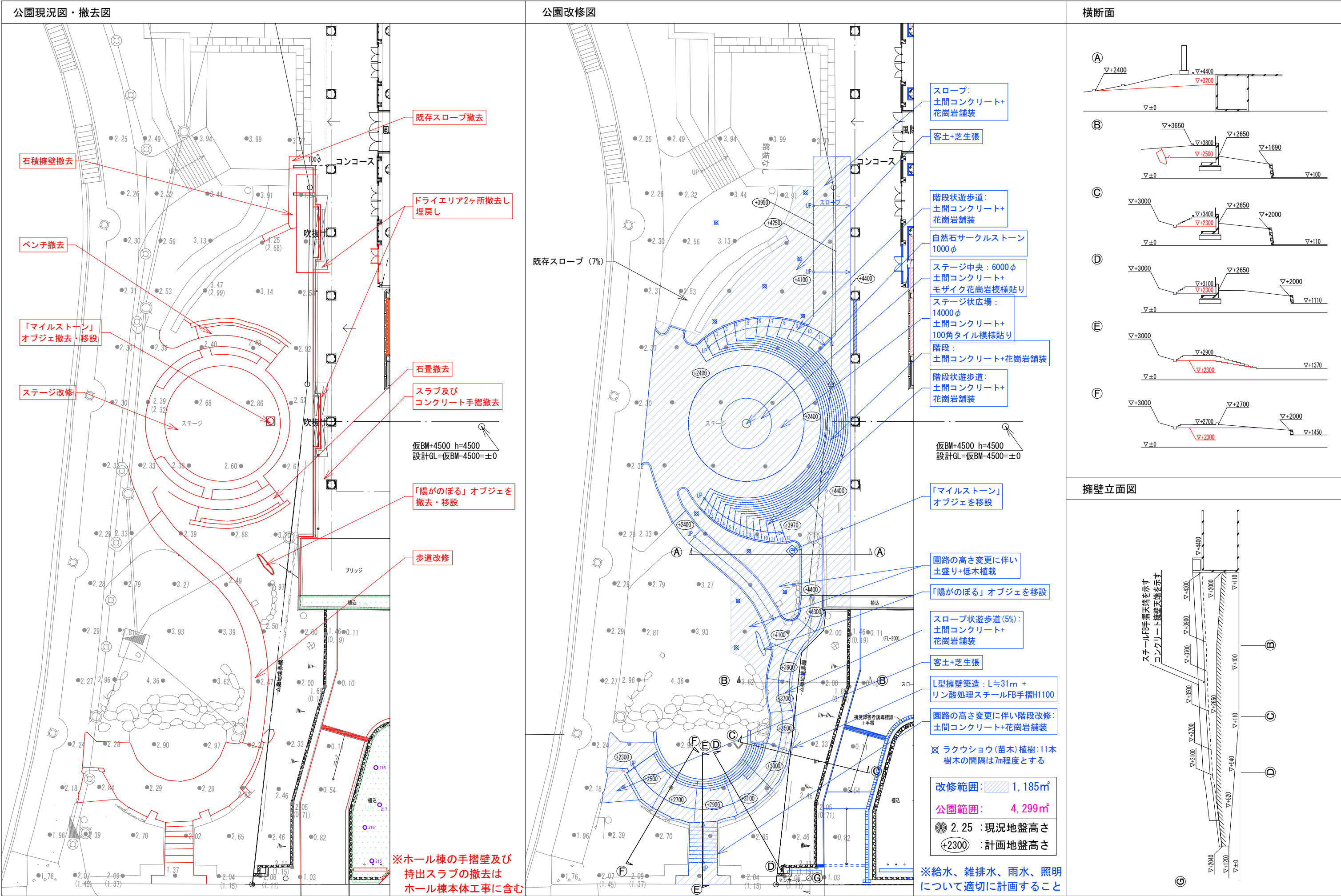
- 庄下川公園は、別名としてアウクスブルク広場とも呼ばれている。これは、ドイツ・バイエルン州にあるアウクスブルク市と尼崎市が姉妹都市であることに由来する。（妹都市提携 1959 年）公園内には 1979 年にアウクスブルク市より寄贈されたマイルストーン（ローマ時代の里程標のレプリカ）を始め、これまでに寄贈された多くのモニュメントが展示されている。
- 公園にはアウクスブルク市寄贈品だけではなく「陽がのぼる（名誉市民を顕彰する会寄贈）」等も展示されており、いわば美術庭園のようになっている。本計画では、この潜在的な価値を最大限に生かし、庄下川公園と本施設とが一体となって魅力を発信する「文化・芸術の拠点」創りを目指す。
- ホール棟 1 階の西側外壁はほとんどが庄下川公園に埋まっており土圧を受けている建築形態になっているが、2 ヲ所にドライエリアが設けられている。これはホール棟 1 階車路の自然採光と自然換気に配慮したものと考えられる。しかしながら、法的な制約があるものではないので、この 2 ヲ所の開口部は、今回の耐震補強工事において新設耐震壁で塞いで埋め戻し、公園との連続性をより強化した計画とする。

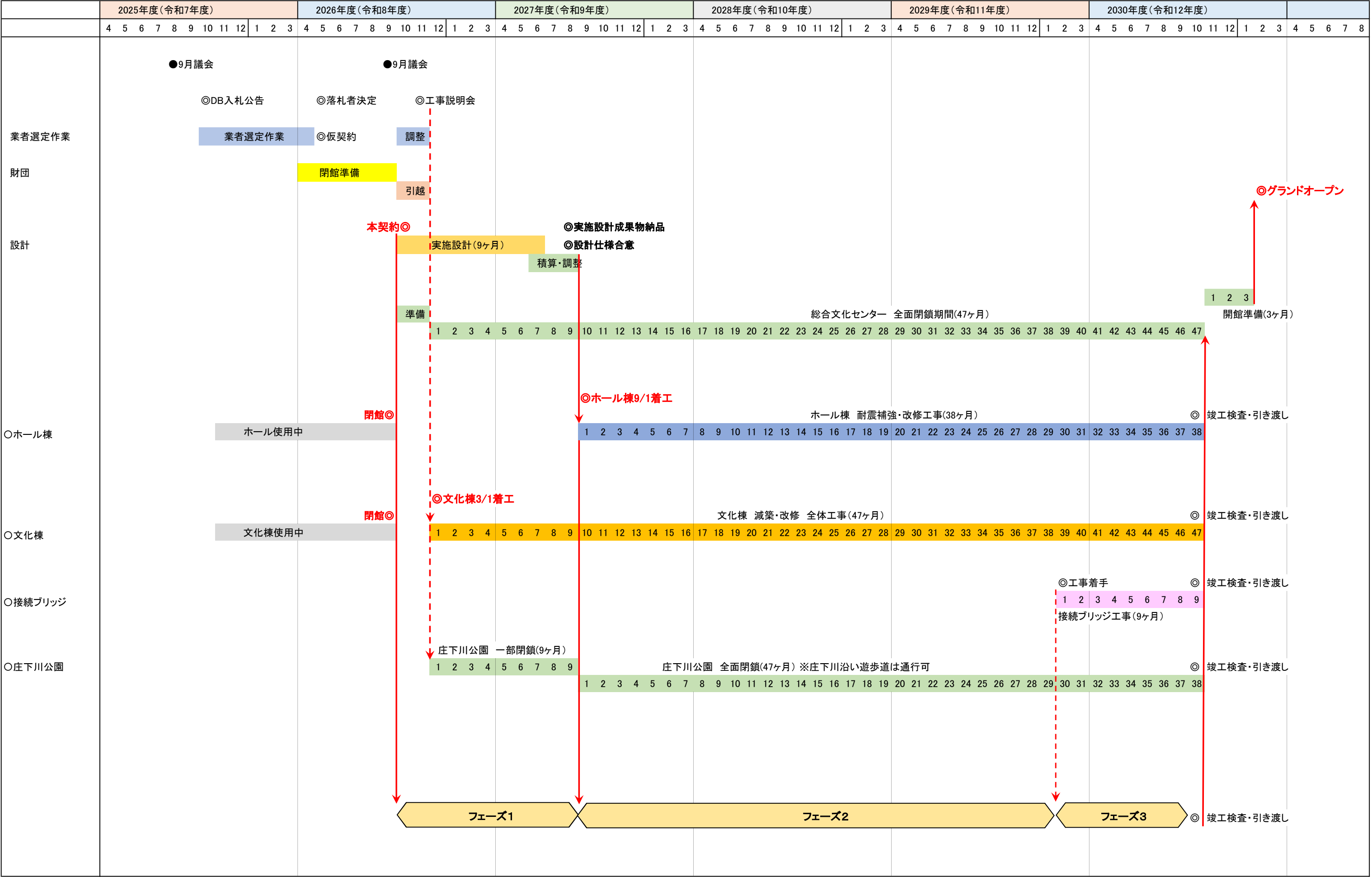


□写真 庄下川に向いている現在の円形広場とマイルストーン。手前は敷地を区画している手摺。



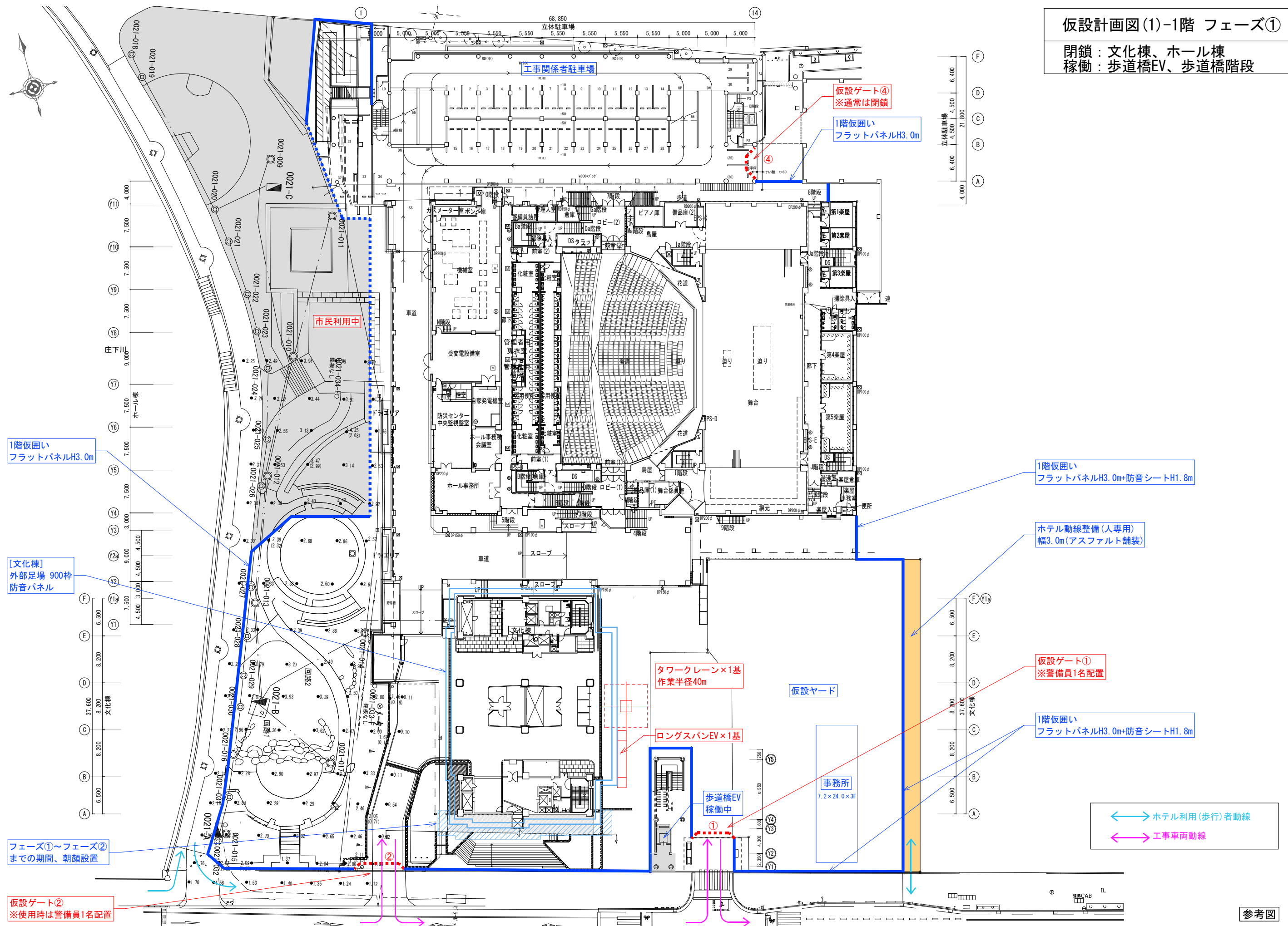
□図 公園の改修イメージ。円形広場を舞台に見立て階段状客席がコンコースにつながるよう計画する。



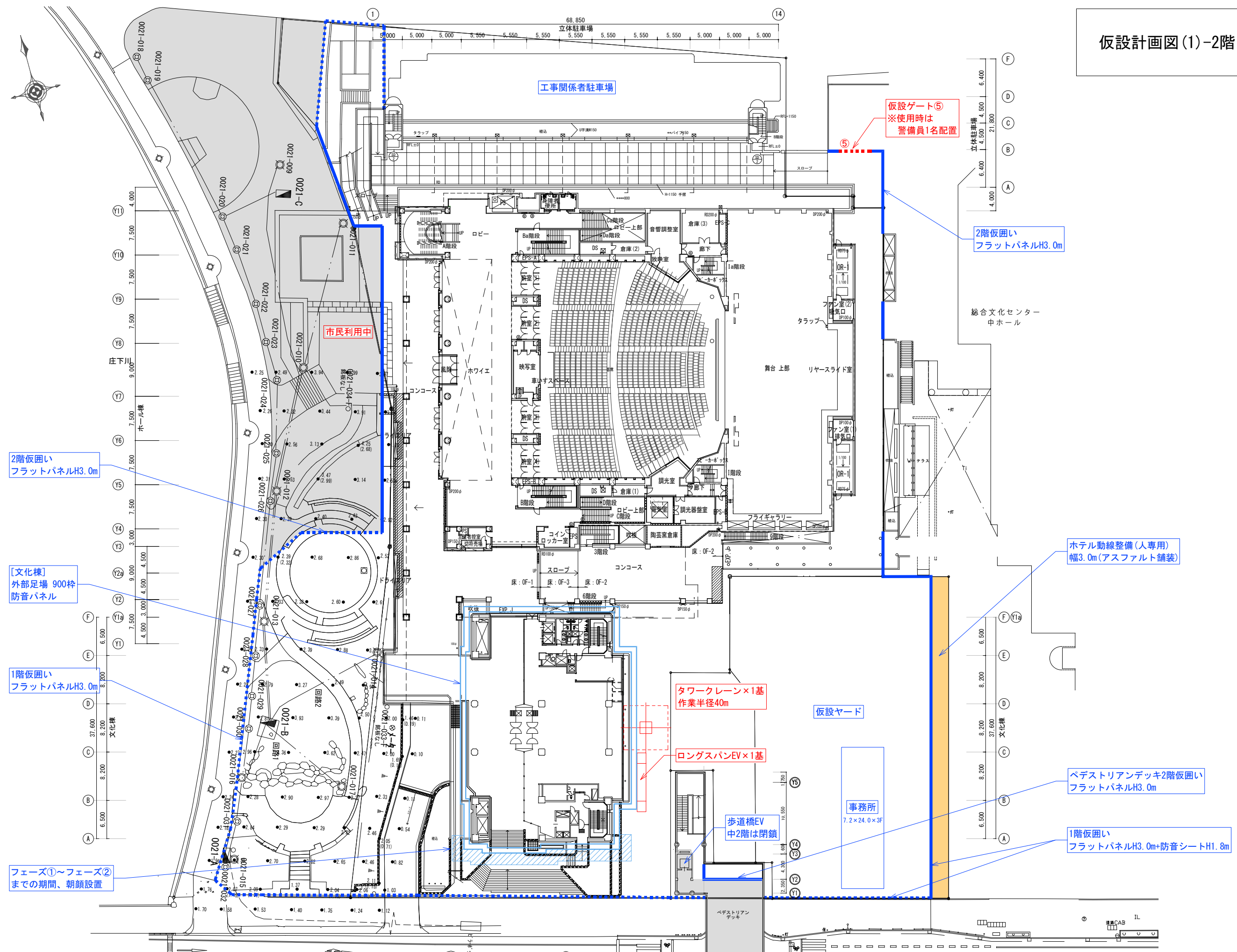


閉鎖：文化棟、ホール棟 稼働：歩道橋EV、歩道橋階段

閉鎖：文化棟、ホール棟 稼働：歩道橋EV、歩道橋階段



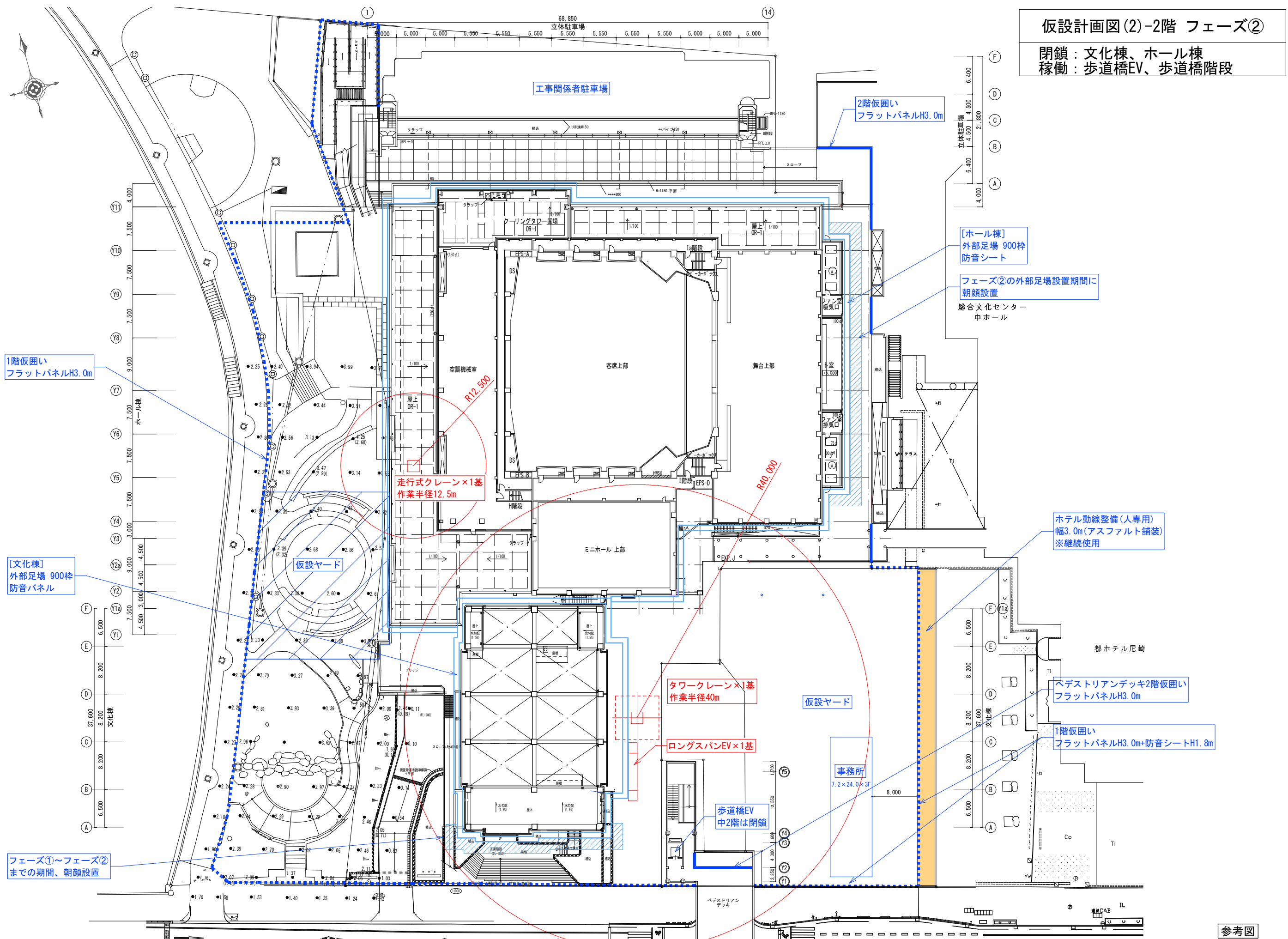
仮設計画図(1)-2階 フェーズ①



参考図

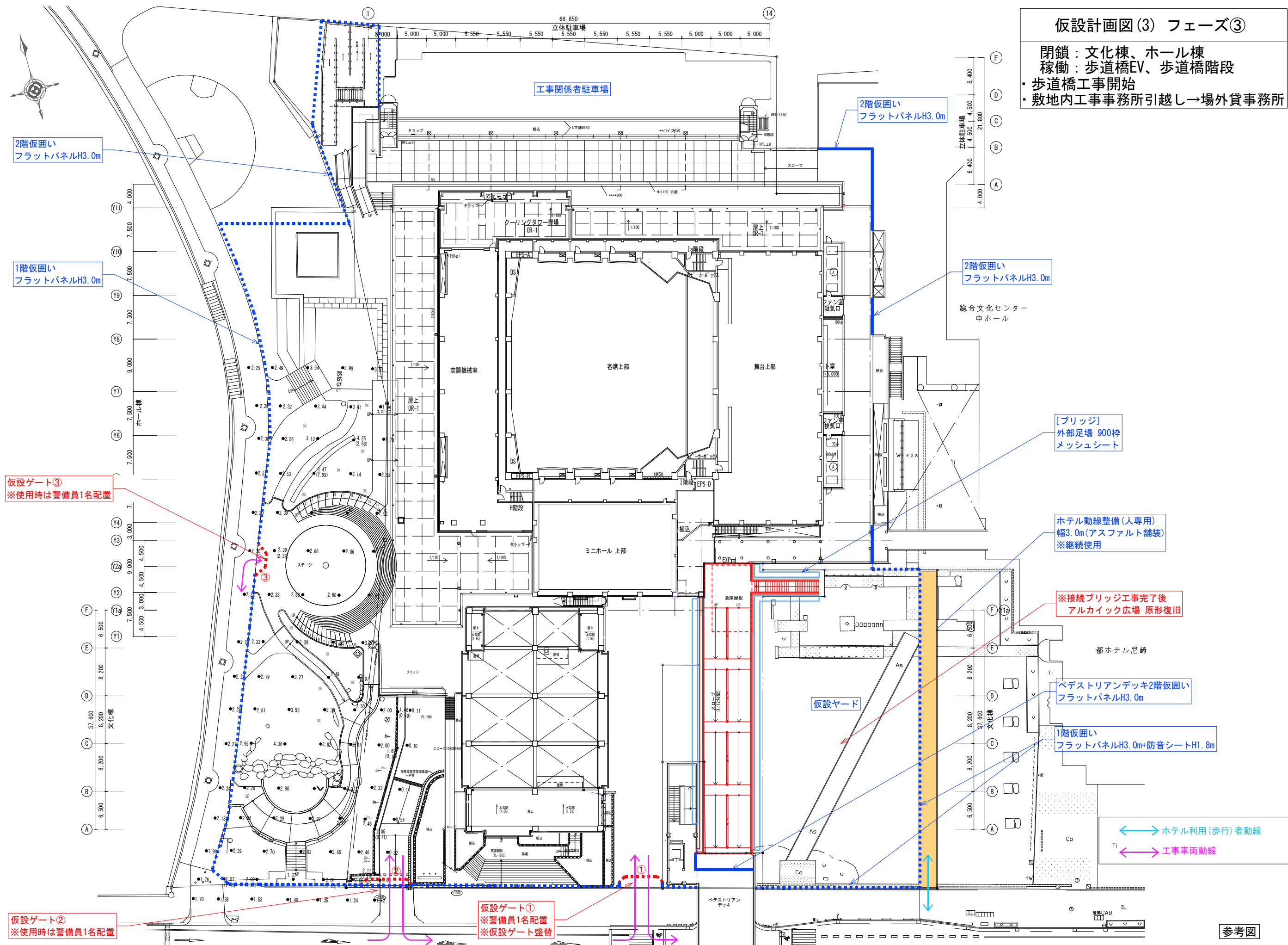
閉鎖：文化棟、ホール棟
稼働：歩道橋EV、歩道橋階段

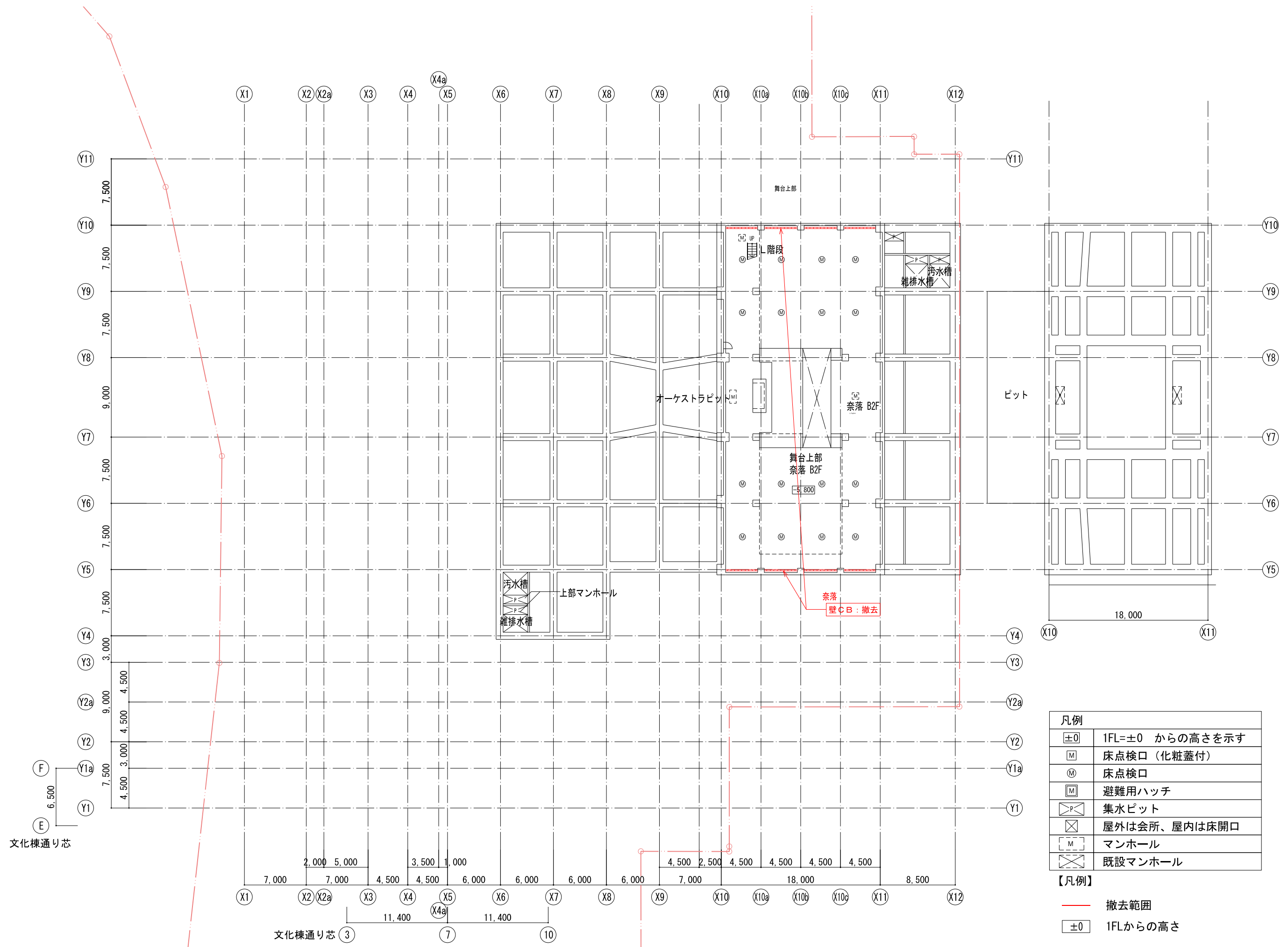


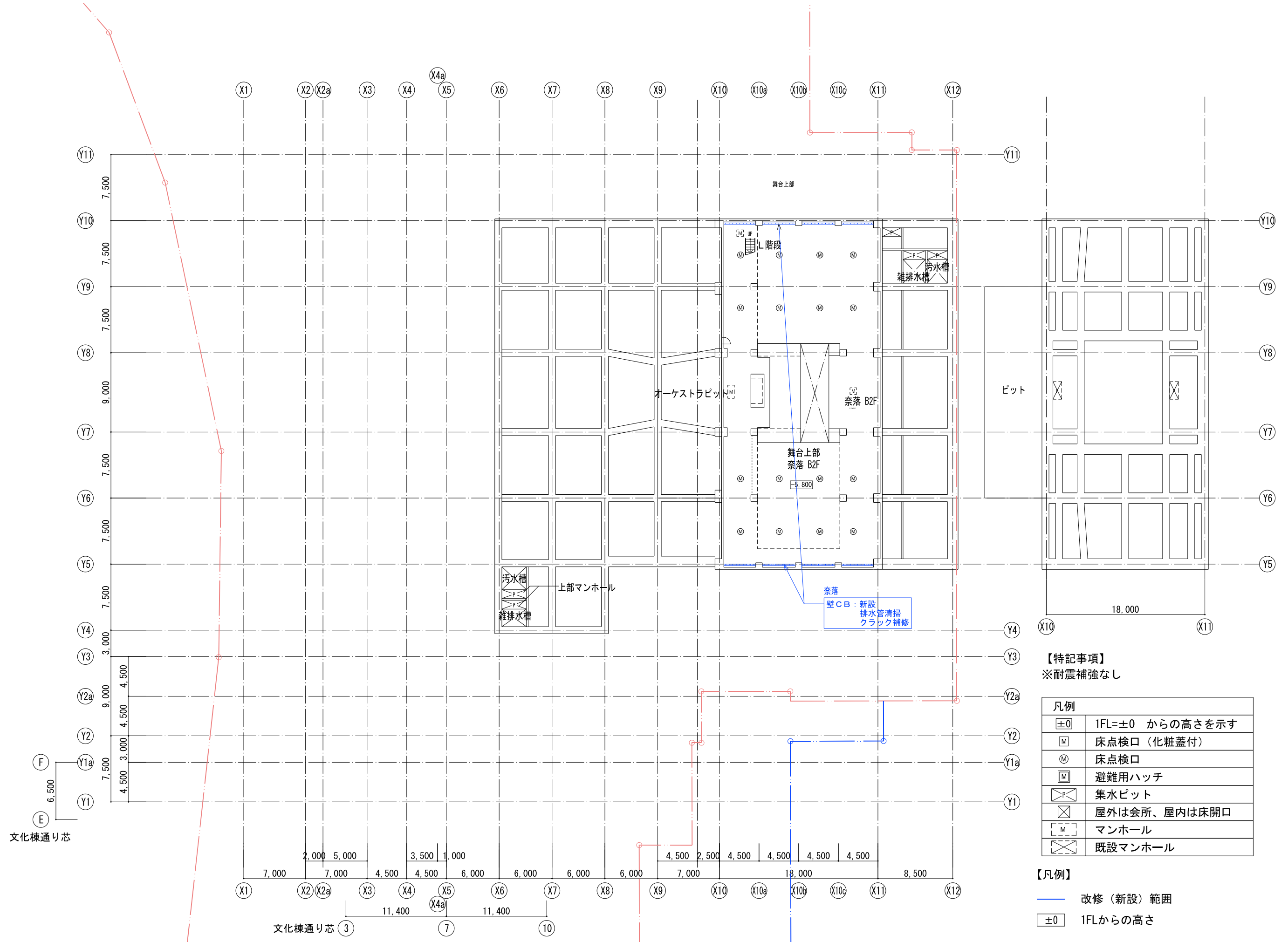


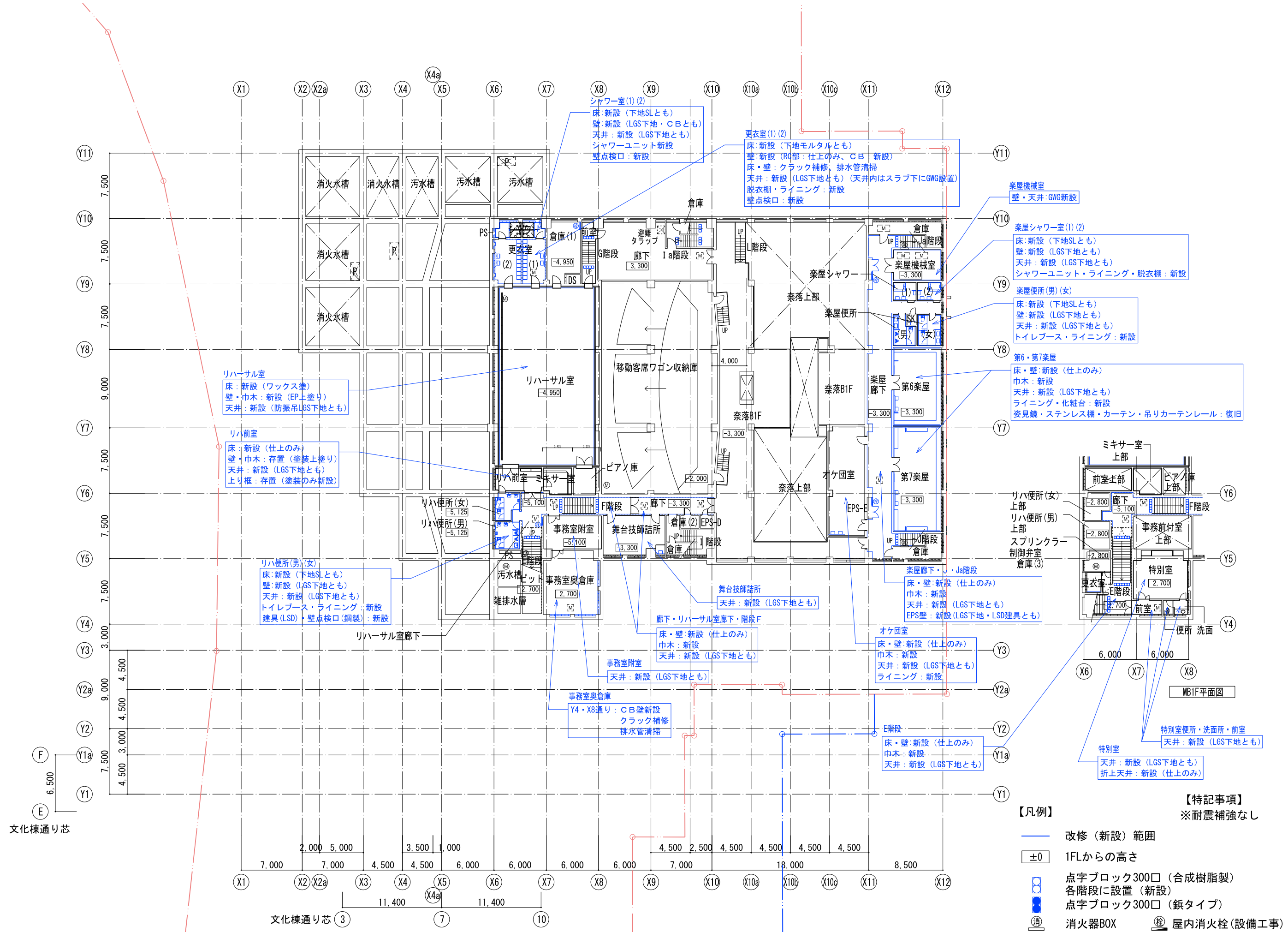
仮設計画図(3) フェーズ③ 閉鎖：文化棟、ホール棟 稼働：歩道橋EV、歩道橋階段 - 歩道橋工事開始 - 敷地内工事事務所引越し→場外貸事務所

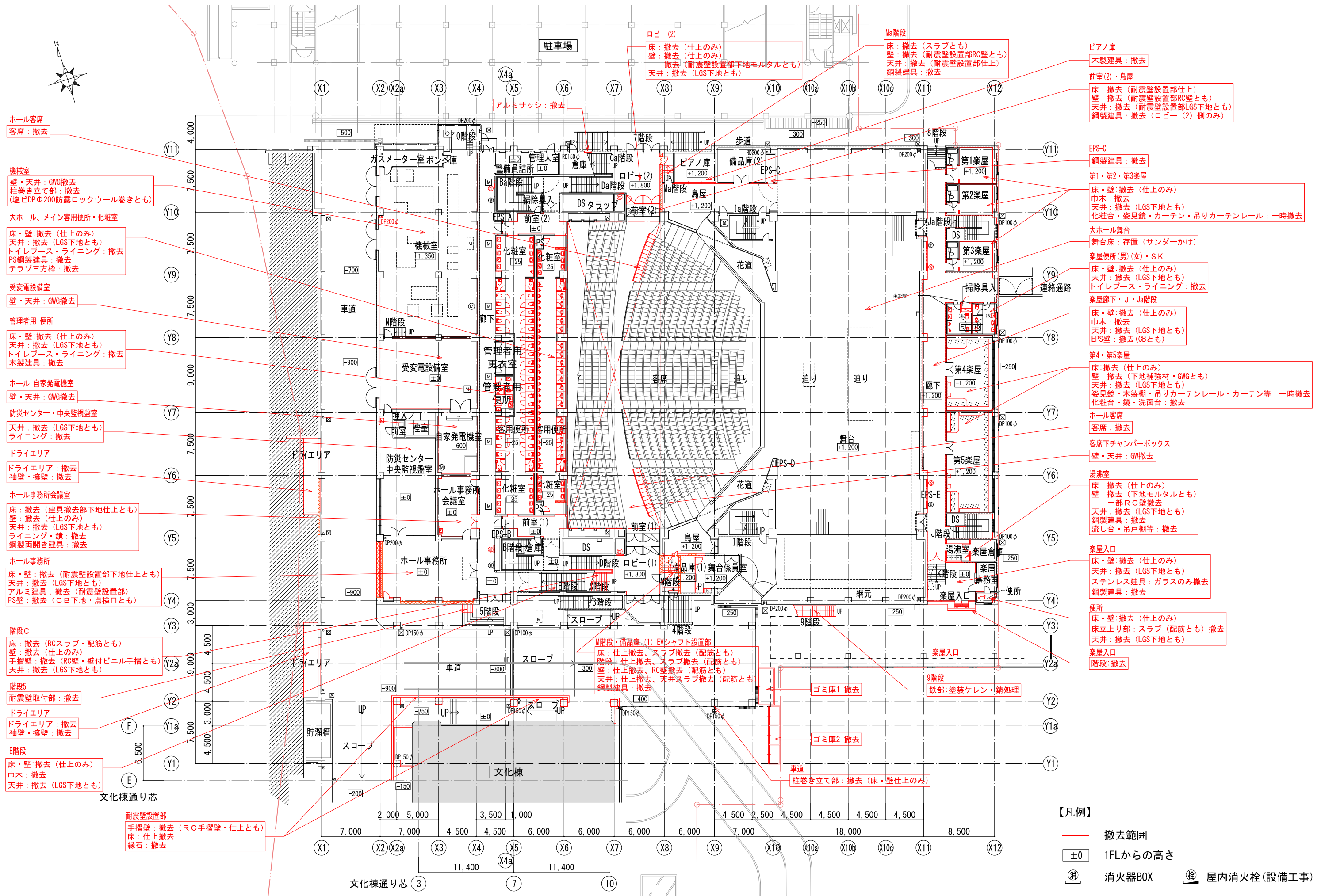
仮設計画図(3) フェーズ③ 閉鎖：文化棟、ホール棟 稼働：歩道橋EV、歩道橋階段 - 歩道橋工事開始 - 敷地内工事事務所引越し→場外貸事務所

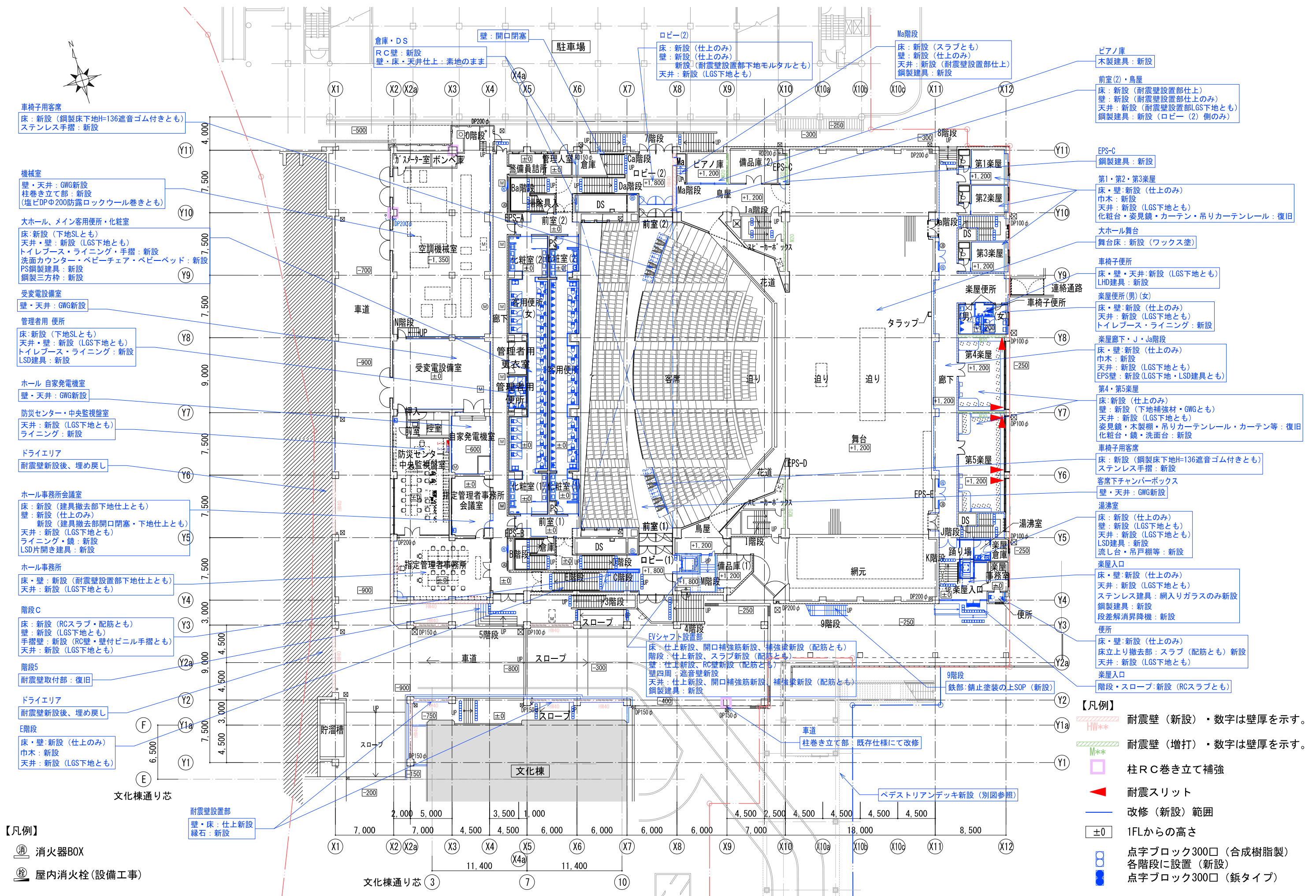


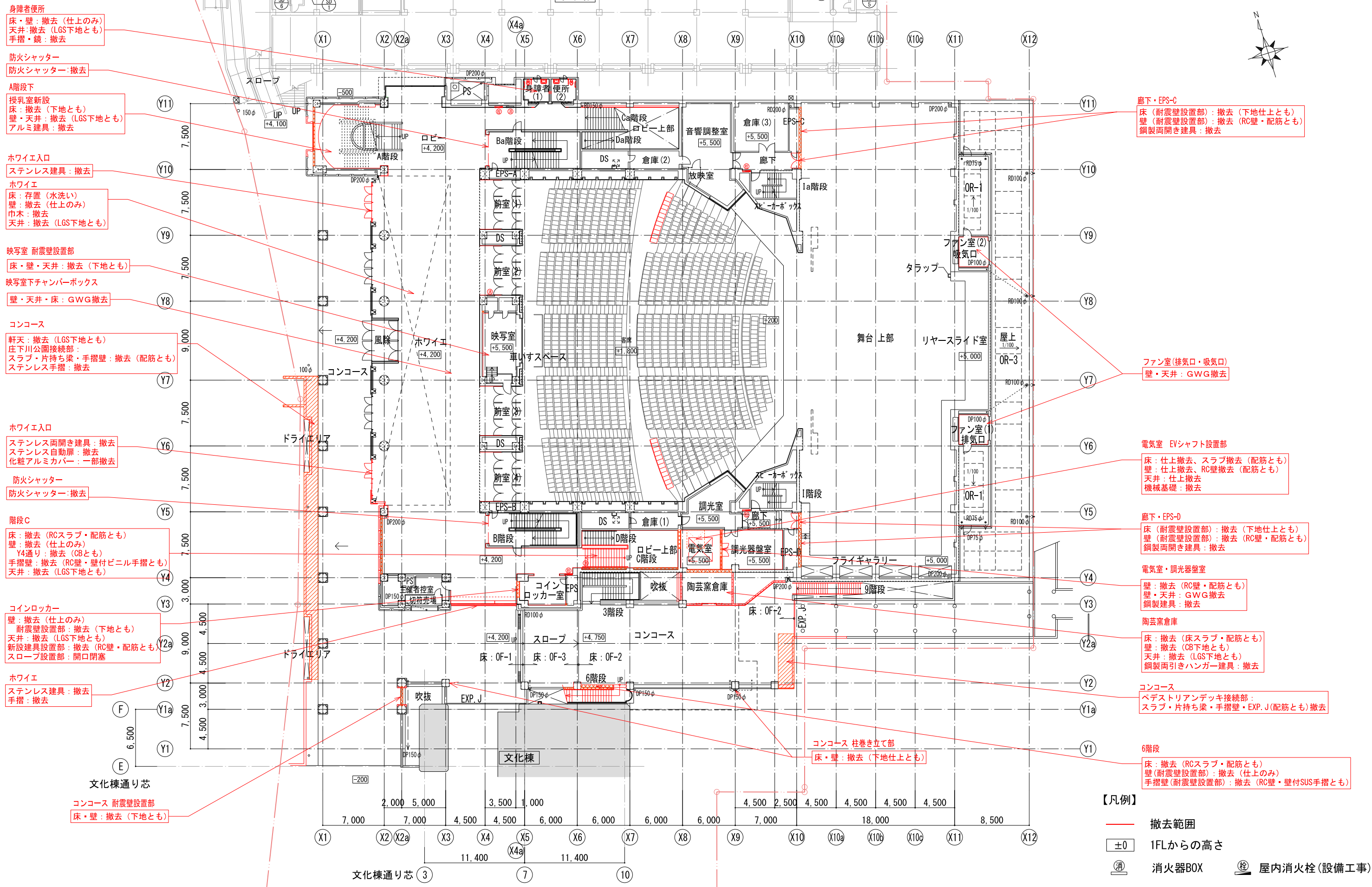


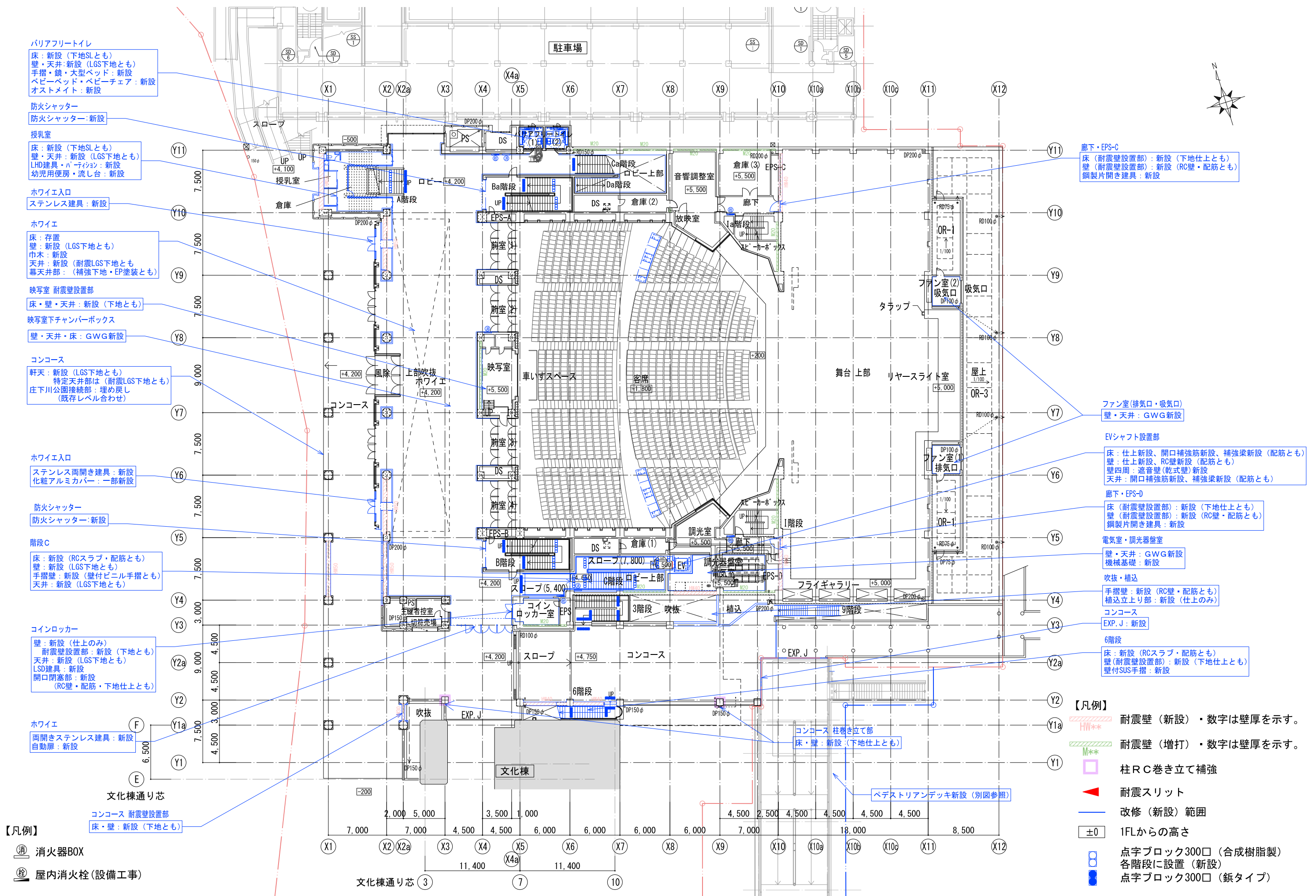












バリアフリートイレ
床：新設（下地SLとも）
壁・天井：新設（LGS下地とも）
手摺・鏡・大型ベッド：新設
ベビーベッド・ベビーチェア：新設
オストメイト：新設

防火シャッター
防火シャッター：新設

授乳室
床：新設（下地SLとも）
壁・天井：新設（LGS下地とも）
LHD建具・パーティション：新設
幼児用便房・流し台：新設

ホワイエ入口
ステンレス建具：新設

ホワイエ
床：存置
壁：新設（LGS下地とも）
巾木：新設
天井：新設（耐震LGS下地とも）
幕天井部：（補強下地・EP塗装とも）

映写室 耐震壁設置部
床・壁・天井：新設（下地とも）
映写室下チャンバーボックス
壁・天井・床：GWG新設

コンコース
軒天：新設（LGS下地とも）
特定天井部は（耐震LGS下地とも）
庄下川公園接続部：埋め戻し
（既存レベル合わせ）

ホワイエ入口
ステンレス両開き建具：新設
化粧アルミカバー：一部新設

防火シャッター
防火シャッター：新設

階段C
床：新設（RCスラブ・配筋とも）
壁：新設（LGS下地とも）
手摺壁：新設（壁付ビニル手摺とも）
天井：新設（LGS下地とも）

コインロッカー
壁：新設（仕上のみ）
耐震壁設置部：新設（下地とも）
天井：新設（LGS下地とも）
LSD建具：新設
開口閉塞部：新設
（RC壁・配筋・下地仕上とも）

ホワイエ
両開きステンレス建具：新設
自動扉：新設

文化棟通り芯
コンコース 耐震壁設置部
床・壁：新設（下地とも）

【凡例】
消火器BOX
屋内消火栓（設備工事）

廊下・EPS-C
床（耐震壁設置部）：新設（下地仕上とも）
壁（耐震壁設置部）：新設（RC壁・配筋とも）
鋼製片開き建具：新設

ファン室（排気口・吸気口）
壁・天井：GWG新設

EVシャフト設置部
床：仕上新設、開口補強筋新設、補強梁新設（配筋とも）
壁：仕上新設、RC壁新設（配筋とも）
壁四周：遮音壁（乾式壁）新設
天井：開口補強筋新設、補強梁新設（配筋とも）

廊下・EPS-D
床（耐震壁設置部）：新設（下地仕上とも）
壁（耐震壁設置部）：新設（RC壁・配筋とも）
鋼製片開き建具：新設

電気室・調光器盤室
壁・天井：GWG新設
機械基礎：新設

吹抜・植込
手摺壁：新設（RC壁・配筋とも）
植込立上り部：新設（仕上のみ）
コンコース
EXP. J：新設

6階段
床：新設（RCスラブ・配筋とも）
壁（耐震壁設置部）：新設（下地仕上とも）
壁付SUS手摺：新設

【凡例】
耐震壁（新設）・数字は壁厚を示す。
耐震壁（増打）・数字は壁厚を示す。
柱RC巻き立て補強
耐震スリット
改修（新設）範囲
1FLからの高さ
点字ブロック300口（合成樹脂製）
各階段に設置（新設）
点字ブロック300口（鋳タイプ）